

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 3 | 八王子市 生活保護に関する事務 基礎項目評価 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
|--|---|
| <p>八王子市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p> | |
| 特記事項 | — |

| 評価実施機関名 |
|---------|
| 八王子市長 |

| 公表日 |
|----------|
| 令和3年7月1日 |

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 生活保護に関する事務 |
| ②事務の概要 | 生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ①保護の実施 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ③職権による保護の開始又は変更 ④保護の停止又は廃止 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求め ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧保護に要する費用の返還 ⑨徴収金の徴収 |
| ③システムの名称 | 統合福祉システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 生活保護情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の15の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | [情報提供の根拠] (1) 番号法 第19条第8号 別表第2 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」又は「市町村長」の項のうち、「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120) (2) 番号法別表第2の主務省令で定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 [情報照会の根拠] (1) 番号法 第19条第8号 別表第2 項 26 (2) 番号法別表第2の主務省令で定める命令 第19条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 八王子市福祉部 生活福祉総務課、生活福祉地区第一課、生活福祉地区第二課、生活自立支援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟地下1階 福祉部生活福祉総務課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟地下1階 福祉部生活福祉総務課 電話番号042-620-7249 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年6月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年6月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|----------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--------------|----------------|------|---|
| 平成28年5月24日 | I. 5評価実施機関における 担当部署②所属長 | 遠藤 譲一 | 島林 和哉 | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 平成29年9月14日 | I. 5評価実施機関における 担当部署②所属長 | 田中 勉 | 米村 勇 | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 平成30年6月14日 | I. 5評価実施機関における 担当部署②所属長 | 萩原 政男 | 一杉 昇子 | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名 | - | 課長 | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | VI リスク対策 1.提出する特 定個人情報保護評価書の種 類 | - | 基礎項目評価書 | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | VI リスク対策 2.特定個人情 報の入手(情報提供ネットワ ークシステムを通じた入手を除 く。) | - | 特に力を入れている | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | VI リスク対策 3.特定個人情 報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か | - | 特に力を入れている | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | VI リスク対策 3.特定個人情 報の使用 権限のない者(元職員、アクセ ス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か | - | 特に力を入れている | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | VI リスク対策 4.特定個人情 報ファイルの取扱いの委託 | - | 委託しない | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | VI リスク対策 5.特定個人情 報の提供・移転(委託や情報 提供ネットワークシステムを通 じた提供を除く。) | - | 提供・移転しない | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | VI リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か | - | 特に力を入れている | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | VI リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か | - | 特に力を入れている | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | VI リスク対策 7.特定個人情 報の保管・消去 | - | 特に力を入れている | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | VI リスク対策 8.監査 | - | 自己点検、内部監査、外部監査 | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和1年6月10日 | VI リスク対策 9.従業者に対 する教育・啓発 | - | 特に力を入れて行っている | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |
| 令和2年10月21日 | II しきい値判断項目 1.対 象人数 | 平成30年6月1日 時点 | 令和2年6月1日 時点 | 事後 | 重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|---|
| 令和2年10月21日 | II しきい値判断項目 2.取扱者数 | 平成30年6月1日 時点 | 令和2年6月1日時点 | 事後 | 重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月21日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 生活保護法に基づき、困窮のため最低生活を維持することのできない者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保証するとともに、自立を助長することを目的とする。 ①生活保護の実施 ②生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始若しくは変更 ⑤生活保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収 | 生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ①保護の実施 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ③職権による保護の開始又は変更 ④保護の停止又は廃止 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求め ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧保護に要する費用の返還 ⑨徴収金の徴収 | 事後 | 重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月21日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | [情報提供の根拠] (1) 番号法 第19条第7号 別表第2 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」又は「市町村長」の項のうち、「生活保護関係情報」が含まれる項 (9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120) (2) 番号法 別表第2の主務省令で定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 [情報照会の根拠] (1) 番号法 第19条第7号 別表第2 項 26 (2) 番号法 別表第2の主務省令で定める命令 第19条 | [情報提供の根拠] (1) 番号法 第19条第7号 別表第2 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」又は「市町村長」の項のうち、「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120) (2) 番号法別表第2の主務省令で定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 [情報照会の根拠] (1) 番号法 第19条第7号 別表第2 項 26 (2) 番号法別表第2の主務省令で定める命令 第19条 | 事後 | 重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年7月1日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | [情報提供の根拠] (1) 番号法 第19条第7号 別表第2 [情報提供の根拠] (1) 番号法 第19条第7号 別表第2 | [情報提供の根拠] (1) 番号法 第19条第8号 別表第2 [情報提供の根拠] (1) 番号法 第19条第8号 別表第2 | 事前 | 令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出 |